

19川監公第13号

平成19年9月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年1月25日付け19川監公第1号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮 京子

同 岩崎 善幸

同 宮原 春夫

19川総行革第90号

平成19年8月6日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 岩崎 善幸 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成19年1月25日付け19川監報第1号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度定期監査結果に対する措置状況

1 延滞金の修正事務を改善すべきもの

[指摘の要旨]

地方税法第15条の9第4項（財産を差押した場合は延滞金を軽減する）等の規定により市税システムで延滞金を修正した場合、修正後の内容のみを確認する明細書が出力されるが、当該明細書には、修正前の金額及び修正理由がなく、決

裁方法についても各区により処理が統一されていない。

(財政局税務部収納対策課、全区役所区民サービス部納税課)

[措置内容]

延滞金修正後に出力される明細書に修正前後の金額を表示し、市税システム上に「延滞金修正」の文字を登録するようシステムの変更作業を進めており、それに合わせて事務処理要領も改正するなど、平成19年度中に改善を図ります。

また、延滞金修正後に出力される明細書に修正理由又は根拠条文等を記載したうえで、課長決裁を受け保存ファイルに保管し、月末に出力した一覧表と明細書を照合、決裁漏れがないか確認するよう事務処理を統一しました。

これらの改善内容及びシステムが改善されるまでの暫定的な処理方法について、平成19年2月16日に開催しました「平成18年度第3回市税収入確保対策本部幹事会」(主な出席者は財政局税務部長、各区役所納税課長及び主幹)において周知徹底を図りました。

2 雨量情報システムについて改善等をすべきもの

[指摘の要旨]

雨量情報システムの稼働状況について、一部故障機器があり台風や集中豪雨などの際に迅速かつ効率的な維持管理ができないため、故障機器を早急に修理し、今後は適正な管理に努めること。

また、集中豪雨の情報を市民に公開し、日常生活に役立てることができるようレインネットかわさきのインターネット公開の実現に向けて努力すること。

なお、レインネットかわさきの更新時期が迫っているが、社会状況の変化を踏まえながら市民を浸水被害から守るための最も効果的かつ経済的な手法等について検証すること。

(建設局下水道部経営企画担当)

[措置内容]

故障機器については、製造メーカーにより原因を調査し、平成19年3月24日までにすべての修理を完了するとともに、平成19年度からは下水道事務所管理から中央管理局及び基地局と併せた雨量情報システム保守点検委託に含めることで維持管理するよう改善しました。

また、レインネットかわさきのインターネット公開については、平成19年度以降に公開の方法と内容を検討し、雨量情報等の提供の実現に向けて努力してまいります。

なお、更新改良にあたっては、現在進めています4都市による広域レーダシステムの検証を踏まえながら、最も効果的かつ経済的な情報の活用方法と更新改良について検討してまいります。

3 毒劇物の保管に当たり改善すべきもの

[指摘の要旨]

未開封の劇物の一部が薬品庫で保管されず室外のベランダや試験室内で保管されている事例、職員退庁時に試験室の施錠がなされていない事例があった。

また、毒物の在庫は必要最小限度にすべきであるが、一部の毒物に過去5年以上利用実績がないものや最終使用年月日が不明なものがあった。不要な毒物については、早急に適正な方法で廃棄処分されたい。

(建設局下水道部水質管理課、入江崎水処理センター、加瀬水処理センター、麻生水処理センター、入江崎総合スラッジセンター)

[措置内容]

未開封の劇物については、監査指摘後直ちに薬品庫で保管するとともに、毒劇

物を取り扱う試験室の施設を実施したことを各水処理センターの所長が確認しました。

また、不要な毒物及び必要以上に保管量が多い毒物について、その一部を平成18年度に適正に廃棄処分しました。残りについても、平成19年度予算で適正に廃棄処分いたします。

4 委託料の支出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市水道サービス公社への業務委託について、概算払により支出されていたが、地方公営企業法施行令第21条の6及び川崎市水道局財務規程第69条の支出特例とはなっていない。

委託料について、同施行令第21条の6第5号に定める「概算をもって支出をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」に該当するか精査した上、該当するのであれば同号により同財務規程に定め、契約書の規定を整備し支出を適正に行われたい。

(水道局工務部管理課、同水質課)

[措置内容]

委託料については、概算払をする必要性が実態として生じていることから、他都市の状況も踏まえて、地方公営企業法施行令第21条の6第5号に定める「概算をもって支出をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」に該当すると判断し、平成19年3月9日付けで同財務規程第69条第1項第5号に「概算払によらなければ処理し難い委託料」として新たに定め、同日付けで施行しました。

これにより平成19年度における同財団法人との業務委託契約については、同

財務規程に沿った契約書の規定により4月1日付けで契約しました。

5 債権管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

公立病院における診療報酬債権は、消滅時効期間5年の公法上の債権とされてきたが、平成17年11月に最高裁判所は時効の援用が必要な私法上の債権で消滅時効期間は3年との判断を示した。

入院用納入通知書には川崎病院の「退院日は当日」を除き納期限が記載されておらず、その様式は川崎市病院局会計規程に定められた様式ではなかった。

また、督促については、長期滞納者への催告、所在不明者の調査、不納欠損処分等に関する事務処理が病院間で異なった取扱いとなっており統一的な基準は定められていなかった。

納入通知の納期限及び督促は、時効中断の手續上重要なものであること並びに消滅時効期間が短くなったことから、同会計規程等の整備を図り、未収金の縮減に向けて診療報酬債権管理事務を適切かつ効果的に実施されたい。また、催告などに関する事務の標準化にも取り組まれない。

(病院局総務部経理課、経営企画担当、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課)

[措置内容]

不納欠損処理については、平成19年3月1日施行で病院局会計規程の改正を行い、同月に関係各課に通知し周知を図りました。

また、平成19年3月16日には、「不納欠損処理及び消滅時効に関する事務処理」について関係各課で事務打合会を開き、会計規程施行細則の改正(納入通知書・入院用)、診療費未収金徴収に関する事務処理について検討・整理を行い

ました。

これにより入院用納入通知書については、病院局会計規程施行細則を改正し、納期限を記載したものを様式として定めることとし、未収金徴収については、事務処理マニュアルを作成し、早急に統一した事務の標準化を図ります。